

日本政府ようやく文化財保護のハーグ条約批准への動き！
文化財保護の無防備地区をめざして

京都市無防備地域宣言の会 中田 光信さん

昨年秋、私たちは、日本の文化の中心地ともいえる国内でも有数の歴史的な遺産をかかえる奈良市、大津市、京都市の無防備平和都市条例の制定運動の過程で、ジュネーブ条約の「文化財保護」バージョンとも言うべき

1954年にユネスコのもとで作られた「武力紛争の際の文化財保護条約（以下条約）」
「武力紛争の際の文化財保護議定書」
1999年の「武力紛争の際の文化財保護第2議定書（以下第2議定書）」
の批准の促進を訴えてきました
が、今国会（第164国会 会期6月18日まで）において、ようやく上程される予定であることが明らかになりました。

文化財は「特別保護地区」として攻撃が禁止される

もともとジュネーブ条約第1追加議定書の第53条においても「民族の文化的・精神的な遺産を構成する歴史的建造物、芸術作品、礼拝の場に向けて敵対的行為を犯すこと、それらを軍事的支援のために使用することあるいはそれらを軍事的報復の手段とすること」、自体禁じる規定が設けられ、戦時の文化財保護が謳われています。

この条約において注目すべき規定は、第8条の「特別保護の付与」と第2議定書の第10条に定める「強化保護」の規定です。条約の第8条及び9条によれば「文化財集中地区」を「特別保護文化財国際登録簿」に登録すればその地区に対する攻撃（敵対行為）が禁じられ、文化財の不可侵が確保されるとされています。そして第2議定書の第10条から12条においては、その文化

財が人類にとってもっとも重要な文化的遺産であり、それが国内的にも最高のレベルの保護が与えられていて、軍事的で使われることがなければ、その文化財を「リスト」にあげることによってそこに対しての攻撃やその周辺の軍事利用を禁止すると規定しています。さらに第2議定書の第15条には、強化保護された文化財への攻撃など、議定書に違反した場合の罰則規定も盛り込まれています。

文化財に損害を与える行為は人権侵害である

住民を戦争被害から守るための軍民分離と一般住民保護というジュネーブ条約の大原則のなかから無防備地区の規定が置かれましたが、条約と第2議定書の「特別保護」「強化保護」の規定は、教育や文化の相互理解、相互交流、普及向上を通じて国際平和と人類の共通の福祉を促進しようというユネスコ憲章の精神から生み出されました。第2議定書が作成される過程で「その国民・民族・宗教若しくはコミュニティの存在の証拠である文化財に損害を及ぼす行為も、人権侵害の一

部に当たるといふ認識が重要であり、そのため文化の尊重を啓蒙することが重要であり緊急でなされなくてはならない」といふ、その国・地域の文化の破壊はその地域の人々のアイデンティ・人権侵害であるという認識はジュネーブ条約の「住民保護」の精神と相通じるものです。

今回条約が批准されれば、その「国内法化」が緊急の課題となります。新たな国内法の制定、あるいは具体的な「特別保護」「強化保護」の指定を京都市、奈良市で実現させ、日本国内で始めての「文化財」無防備地区めざして、シンポジウムや学習会などの開催をはじめとした取り組みの具体化を早急に進めて行きたいと考えています。

私、避難できるかしら？

